



# 熊本県公報

第 1 1 9 7 3 号

平成 23 年 1 月 7 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 平成 2 2 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課) 2

**公 告**

- 第 4 回くまもとの夢 4 カ年戦略推進委員会の開催…………… (企画課) 28
- 熊本都市計画道路の変更(熊本市決定)…………… (都市計画課) 28
- 熊本都市計画道路の変更(熊本市決定)…………… ( " ) 28
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 29
- 道路の位置指定の公告…………… ( " ) 29
- 道路の位置指定の公告…………… ( " ) 29
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 29
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 30
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 30
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 30
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… ( " ) 31

**登 載 依 頼**

- 全長 15 センチメートル以下のマダいの採捕禁止…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 32
- 平成 22 年度熊本県環境審議会自然保護部会の開催…………… (熊本県環境審議会) 32

## 告 示

**熊本県告示第 1 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 3 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート はまちどり 水俣市浜町一丁目 8 番 1 4 号	NPO 法人はまちどり	平成 2 3 年 1 月 1 日

**熊本県告示第 2 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
 平成 2 3 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポート はまちどり 水俣市浜町一丁目 8 番 1 4 号	NPO 法人はまちどり	平成 2 3 年 1 月 1 日

**熊本県告示第 3 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター宇土 宇土市松山町883番地1 エクセルコート102号室	株式会社ニチイ学館	平成23年1月1日

**熊本県告示第4号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター宇土 宇土市松山町883番地1 エクセルコート102号室	株式会社ニチイ学館	平成23年1月1日

**熊本県告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成23年1月7日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町中宇前田 7番1地先から 同所 10番地先まで	101.0	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）

## 2 供用を開始する期日 平成23年1月7日

**熊本県告示第6号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ニチイケアセンター宇土 宇土市松山町883番地1エクセルコート102号室	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 寺田 大輔	平成23年 1月1日	4312300124	居宅介護・ 重度訪問介護

**熊本県告示第7号**

平成22年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成22年11月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成22年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,971,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770,092,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	5,490,235	6,280	5,496,515
	1 負担金	5,130,305	6,280	5,136,585
2	国庫支出金	140,717,807	2,188,258	142,906,065
	1 国庫負担金	38,801,981	879,834	39,681,815
	2 国庫補助金	98,528,390	1,308,424	99,836,814
3	財産収入	3,746,438	220,000	3,966,438
	1 財産売払収入	2,554,482	220,000	2,774,482

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰 入 金		35,782,854	1,195,084	36,977,938
	1 基金繰入金	35,003,626	1,195,084	36,198,710
5 繰 越 金		1,535,703	824,524	2,360,227
	1 繰 越 金	1,535,703	824,524	2,360,227
6 諸 収 入		42,222,984	275,582	42,498,566
	1 雑 入	4,313,828	275,582	4,589,410
7 県 債		125,231,000	262,000	125,493,000
	1 県 債	125,231,000	262,000	125,493,000
歳 入 合 計		765,121,196	4,971,728	770,092,924

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>31,642,056</b>	<b>21,339</b>	<b>31,663,395</b>
	1 企 画 費	4,216,145	15,237	4,231,382
	2 徴 税 費	6,966,830	3,711	6,970,541
	3 選 挙 費	1,084,240	2,391	1,086,631
2 民 生 費		<b>90,814,365</b>	<b>1,287,449</b>	<b>92,101,814</b>
	1 社会福祉費	63,332,331	8,121	63,340,452
	2 児童福祉費	23,027,564	712,977	23,740,541
	3 生活保護費	4,408,384	566,351	4,974,735
3 衛 生 費		<b>47,268,204</b>	<b>749,757</b>	<b>48,017,961</b>
	1 公衆衛生費	34,314,209	749,757	35,063,966
4 農 水 産 業 林 費		<b>62,269,281</b>	<b>1,947,687</b>	<b>64,216,968</b>
	1 農 業 費	14,724,819	190,413	14,915,232
	2 畜 産 業 費	3,851,688	13,449	3,865,137
	3 林 業 費	17,400,987	1,743,825	19,144,812

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 商 工 費		<b>40,052,291</b>	<b>3,554</b>	<b>40,055,845</b>
	1 工 鉱 業 費	8,585,124	1,764	8,586,888
	2 観 光 費	855,144	1,790	856,934
6 土 木 費		<b>79,284,338</b>	<b>79,150</b>	<b>79,363,488</b>
	1 港 湾 費	4,272,541	52,700	4,325,241
	2 都 市 計 画 費	9,631,459	26,450	9,657,909
7 警 察 費		<b>39,323,056</b>	<b>471,949</b>	<b>39,795,005</b>
	1 警 察 管 理 費	35,630,092	463,784	36,093,876
	2 警 察 活 動 費	3,692,964	8,165	3,701,129
8 教 育 費		<b>167,208,946</b>	<b>368,466</b>	<b>167,577,412</b>
	1 教 育 総 務 費	25,827,167	149,838	25,977,005
	2 高 等 学 校 費	31,388,341	190,000	31,578,341
	3 特 別 支 援 学 校 費	9,159,496	17,603	9,177,099
	4 社 会 教 育 費	2,809,643	11,025	2,820,668
9 災 害 復 旧 費		<b>3,165,472</b>	<b>33,643</b>	<b>3,199,115</b>

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 土 木 災 害 復 旧 費	1,999,292	33,643	2,032,935
10 諸 支 出 金		<b>79,290,012</b>	<b>8,734</b>	<b>79,298,746</b>
	1 繰 出 金	44,675,190	8,734	44,683,924
歳 出 合 計		<b>765,121,196</b>	<b>4,971,728</b>	<b>770,092,924</b>

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		<b>2,586,000</b>
	1 社 会 福 祉 費	2,273,000
	2 児 童 福 祉 費	313,000
2 衛 生 費		<b>116,000</b>
	1 公 衆 衛 生 費	116,000
3 農 林 水 産 業 費		<b>11,435,000</b>
	1 農 業 費	200,000
	2 畜 産 業 費	30,000
	3 農 地 費	3,335,000
	4 林 業 費	6,097,000
	5 水 産 業 費	1,773,000
4 商 工 費		<b>59,000</b>
	1 工 鉱 業 費	59,000
5 土 木 費		<b>30,725,000</b>
	1 土 木 管 理 費	1,587,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	15,835,000
	3 河 川 海 岸 費	5,751,000
	4 港 湾 費	1,367,000



款	項	金 額
		千円
	5 都市計画費	5,711,000
	6 住宅費	474,000
6 警察費		<b>1,074,000</b>
	1 警察管理費	796,000
	2 警察活動費	278,000
7 教育費		<b>1,642,000</b>
	1 高等学校費	1,152,000
	2 特別支援学校費	476,000
	3 社会教育費	14,000
8 災害復旧費		<b>445,000</b>
	1 農林水産業 災害復旧費	101,000
	2 土木災害復旧費	344,000
合	計	<b>48,082,000</b>

## 第3表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 広報誌制作業務	平成23年度	千円 25,206
2 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成23年度	117,489
3 防災消防ヘリコプター運航等業務	平成23年度	160,600
4 保健・医療・福祉関係業務	平成23年度	9,773
5 海域水質環境調査業務	平成23年度	17,040
6 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対し県の必要造成計画額の4分の1を限度とし、その不足額を補助する支払保証	平成22年度 ～平成23年度	360,000
7 鳥獣保護センター管理運営業務	平成23年度	13,711
8 広域漁港整備事業	平成23年度	450,000
9 建設単価調査業務	平成23年度	19,279
10 道路新設改良費	平成23年度	401,000
11 港湾建設費	平成23年度	550,000
12 警察関係業務	平成23年度	410,287
13 永青文庫推進事業	平成23年度	25,000
14 ふるさと雇用再生特別基金事業	平成23年度	14,400
15 給食業務	平成23年度 ～平成25年度	109,680
	年次別内訳	
	平成23年度	52,327
	平成24年度	40,049
	平成25年度	17,304

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
1 緊急雇用創出基金事業	平成23年度	千円 459,344	平成23年度	千円 555,283
2 県有施設等管理業務	平成23年度 ～平成25年度	19,900	平成23年度 ～平成27年度	2,642,069
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	17,100	平成23年度	2,561,958
	平成24年度	1,600	平成24年度	35,990
	平成25年度	1,200	平成25年度	36,827
3 情報処理関連業務	平成23年度 ～平成27年度	877,934	平成23年度 ～平成27年度	1,038,998
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	212,563	平成23年度	373,627
	平成24年度	166,457	平成24年度	166,457
	平成25年度	166,457	平成25年度	166,457
	平成26年度	166,457	平成26年度	166,457
	平成27年度	166,000	平成27年度	166,000
4 事務機器等賃借	平成23年度 ～平成30年度	2,045,642	平成23年度 ～平成30年度	2,088,912
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成23年度	450,569	平成23年度	462,747
	平成24年度	422,905	平成24年度	433,343
	平成25年度	422,905	平成25年度	433,343
	平成26年度	422,871	平成26年度	427,979
	平成27年度	282,328	平成27年度	287,436
	平成28年度	20,466	平成28年度	20,466
	平成29年度	13,165	平成29年度	13,165
	平成30年度	10,433	平成30年度	10,433



2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
造 林 国 庫 補 助 事 業 費	千円 15,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 237,000	(補 正 前 に 同 じ)		
港 湾 建 設 国 庫 補 助 事 業 費	464,000	方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証券借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。  発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等  但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	479,000			
計	479,000				716,000			

## 平成22年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成22年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		10,000	8,734	18,734
	1 一 般 会 計 金 繰 入 金	10,000	8,734	18,734
2 繰 越 金		4,063	△ 34	4,029
	1 繰 越 金	4,063	△ 34	4,029
3 県 債		20,000	16,000	36,000
	1 県 債	20,000	16,000	36,000
歳 入 合 計		100,058	24,700	124,758

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		100,058	24,700	124,758
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	100,058	24,700	124,758
歳 出 合 計		100,058	24,700	124,758

第 2 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付金	千円 20,000	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	母子及び寡 婦福祉法第37 条の定めると ころによる。	千円 36,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 2 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 2 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成23年度	千円 9,505

平成 2 2 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 2 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		<b>490,000</b>
	1 流域下水道費	490,000
合	計	<b>490,000</b>



平成 2 2 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 1 号）  
 平成 2 2 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第 1 号）  
 は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		<b>950,000</b>
	1 工 鉱 業 費	950,000
合 計		<b>950,000</b>

平成 2 2 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 2 年度熊本県電気事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
企業局所有施設等管理業務	平成 2 3 年度	2,397

## 平成 2 2 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 2 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
企業局所有施設等管理業務	平成 2 3 年度	3, 156

## 平成 2 2 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 2 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
庁舎等管理業務	平成 2 3 年度	43, 425
医事業務	平成 2 3 年度	23, 807
給食業務	平成 2 3 年度	76, 481
事務機器等賃借	平成 2 3 年度 ～平成 2 7 年度	865

## 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,826,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ777,947,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

---

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	5,490,235	571,575	6,061,810
	1 分担金	359,930	108,800	468,730
	2 負担金	5,130,305	462,775	5,593,080
2	国庫支出金	140,717,807	7,940,143	148,657,950
	1 国庫補助金	98,528,390	7,940,143	106,468,533
3	繰入金	35,782,854	61,641	35,844,495
	1 基金繰入金	35,003,626	61,641	35,065,267
4	繰越金	1,535,703	174,051	1,709,754
	1 繰越金	1,535,703	174,051	1,709,754
5	諸収入	42,222,984	△ 14,000	42,208,984
	1 雑入	4,313,828	△ 14,000	4,299,828
6	県債	125,231,000	4,093,000	129,324,000
	1 県債	125,231,000	4,093,000	129,324,000
	歳入合計	765,121,196	12,826,410	777,947,606

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	労 働 費	9,323,425	2,251,641	11,575,066
	1 失業対策費	7,406,906	2,251,641	9,658,547
2	農 水 産 業 林 費	62,269,281	6,259,506	68,528,787
	1 農 業 費	14,724,819	1,210,640	15,935,459
	2 畜 産 業 費	3,851,688	290,925	4,142,613
	3 農 地 費	20,112,229	2,770,215	22,882,444
	4 林 業 費	17,400,987	1,751,726	19,152,713
	5 水 産 業 費	6,179,558	236,000	6,415,558
3	土 木 費	79,284,338	4,315,263	83,599,601
	1 道 橋 路 費	39,893,059	2,381,196	42,274,255
	2 河川海岸費	15,833,324	927,727	16,761,051
	3 港 湾 費	4,272,541	107,200	4,379,741
	4 都市計画費	9,631,459	899,140	10,530,599
歳 出 合 計		765,121,196	12,826,410	777,947,606

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 <b>6,259,506</b>
	1 農 業 費	1,210,640
	2 畜 産 業 費	290,925
	3 農 地 費	2,770,215
	4 林 業 費	1,751,726
	5 水 産 業 費	236,000
2 土 木 費		<b>3,307,048</b>
	1 道路橋りょう費	1,769,987
	2 河川海岸費	530,721
	3 港 湾 費	107,200
	4 都市計画費	899,140
合	計	<b>9,566,554</b>

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
治山事業	平成23年度	千円 246, 220

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
緊急雇用創出基金事業	平成23年度	千円 459, 344	平成23年度	千円 973, 611

第4表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 2,391,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 3,103,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	581,000	方公共団体金	(但し、	半年賦元利	713,000			
農地防災国庫補助事業費	421,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	511,000			
造林国庫補助事業費	15,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	165,000			
林道国庫補助事業費	1,173,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	但し、県財	1,289,000			
治山国庫補助事業費	2,317,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	政の都合によ り、繰上償還	2,734,000			
保安林整備国庫補助事業費	231,000	行を含む。)	直しを行 った後に	をなし、又は	256,000			
漁港国庫補助事業費	809,000	(その他)	おいては、	借り換えをす	915,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	1,464,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	ることができ る。	1,495,000	(補正前と同じ)		
道路維持国庫補助事業費	739,000	一部もしくは 全部を翌年度	率)		806,000			
河川国庫補助事業費	1,488,000	以降に繰り下 げて借り入れ			1,644,000			
砂防国庫補助事業費	2,048,000	することがで きる。			2,170,000			
港湾建設国庫補助事業費	464,000	発行価格が			495,000			
街路国庫補助事業費	1,417,000	額面金額を下 回るときは、			1,647,000			
道路直轄事業負担金	4,906,000	その発行差額 をうめるため			5,516,000			
河川直轄事業負担金	2,860,000	必要な金額を 加算した額を			3,213,000			
砂防直轄事業負担金	135,000	限度額とする ことができる。			178,000			
単県道路整備事業費	12,910,000				13,539,000			
単県街路整備事業費	1,549,000				1,622,000			
計	37,918,000				42,011,000			



平成 2 2 年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 2 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 212,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,625,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		<b>1,732,095</b>	<b>36,000</b>	<b>1,768,095</b>
	1 負担金	1,732,095	36,000	1,768,095
2 国庫支出金		<b>764,000</b>	<b>140,000</b>	<b>904,000</b>
	1 国庫補助金	764,000	140,000	904,000
3 県 債		<b>422,000</b>	<b>36,000</b>	<b>458,000</b>
	1 県 債	422,000	36,000	458,000
歳 入 合 計		<b>3,413,125</b>	<b>212,000</b>	<b>3,625,125</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,741,997	212,000	2,953,997
	1 流 下 水 道 域 費	2,741,997	212,000	2,953,997
歳 出 合 計		3,413,125	212,000	3,625,125

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		212,000
	1 流 域 下 水 道 費	212,000
合 計		212,000

第 3 表 債務負担行為補正  
変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
		千円		千円
熊本北部流域下水道建設事業 (主ポンプ設備等) 熊 本 市	平成23年度	453,000	平成23年度	663,000

第 4 表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
熊本北部 流域下水道 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (但し、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に においては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ	千円	(補 正 前 に 同 じ)			
	187,000				223,000				

## 平成22年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

(総 則)

第1条 平成22年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 事業費	2,348,259千円	△14,000千円	2,334,259千円
第2項 営業外費用	834,856千円	△14,000千円	820,856千円

## 公 告

## 熊本県公告第1号

第4回くまもとの夢4カ年戦略推進委員会を次のとおり開催する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時  
平成23年1月18日（火）  
午後3時00分から
- 2 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 行政棟新館2階 多目的AV会議室
- 3 内容  
「くまもとの夢4カ年戦略」の推進に関する意見交換
- 4 傍聴人の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。  
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部企画課企画推進班  
(電話 096-333-2020)

## 熊本県公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・4・33号 楡木麻生田線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

## 熊本県公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法

第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・4・67号 花園池亀線  
3・4・28号 戸坂花園線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

#### 熊本県公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市大島字角田143番3、同146番1、同146番3、同146番4、同146番5、同146番6、同146番7、同146番8、同146番9、同146番10、同146番11、同146番12、同146番13、同146番14、同146番15、同字北下山1125番1、同1125番2並びに道路及び水路の一部  
3,599.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市荒尾2014番地1  
有限会社エトワール不動産

#### 熊本県公告第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市長嶺南八丁目8番55号
- 2 築造者の氏名 株式会社アネシス
- 3 道路の位置 合志市幾久富字下沖野1866番1681
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 25.70メートル
- 6 指定年月日 平成22年12月20日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第132号

#### 熊本県公告第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市健軍二丁目18番26号
- 2 築造者の氏名 熊本入大株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字久保田字大堀木2687番1
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 23.30メートル
- 6 指定年月日 平成22年12月20日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第133号

#### 熊本県公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字三角2086番140  
304.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市改寄町2403番地1エステートピア改寄A201

大塚 高広

熊本県公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字須屋久保1900番38の一部及び同1900番166の一部  
314.47平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市豊岡1900番地37  
原田 攻

熊本県公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保2049番3及び同2052番3  
351.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡大津町大字引水599番地1  
楠本 敏也、楠本 優香里

熊本県公告第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成23年1月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
城南ショッピングセンターパームス  
熊本市城南町下宮地新田430番地の1ほか
- 2 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前	変 更 後
駐車場No. 1 建物西側及び南側 収容台数 116台	駐車場No. 1 建物西側及び南側 収容台数 98台
駐車場No. 2 建物西側 収容台数 40台	駐車場No. 2 収容台数 103台
駐車場No. 3 建物敷地北側 収容台数 140台	駐車場No. 3（新設） 建物敷地南側 収容台数 39台
合計収容台数 240台	合計収容台数 240台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
駐輪場No. 1 建物西側 収容台数 10台	駐輪場No. 1 建物西側 収容台数 16台

駐輪場 No. 2 建物西側 収容台数 50 台	駐輪場 No. 2 (変更なし)
合計収容台数 60 台	合計収容台数 66 台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 小売業者名 合資会社台信商店 (スーパーマーケット部門以外)  
株式会社マミーズマーケット
- 変更前 開店時刻 午前 10 時  
閉店時刻 午後 8 時 (年間 60 日に限り午後 10 時)
- 変更後 24 時間営業
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
駐車場 No. 1 及び 駐車場 No. 2 24 時間	駐車場 No. 1 24 時間
駐車場 No. 3 午前 9 時 30 分から午後 9 時まで	駐車場 No. 2 午前 9 時から午後 10 時まで
	駐車場 No. 3 午前 9 時から午後 10 時まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 9 箇所	
位置 駐車場 No. 1 内	3 箇所
駐車場 No. 2 内	2 箇所
駐車場 No. 3 内	4 箇所
変更後 数 9 箇所	
位置 駐車場 No. 1 内	4 箇所
駐車場 No. 2 内	4 箇所
駐車場 No. 3 内	1 箇所

- 3 変更する年月日  
平成 22 年 12 月 9 日
- 4 変更する理由  
営業政策のため
- 5 届出年月日  
平成 22 年 12 月 8 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間  
平成 23 年 1 月 7 日から平成 23 年 5 月 7 日まで

**熊本県公告第 11 号**

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 23 年 1 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
城南ショッピングセンターパームス  
熊本市城南町下宮地新田 430 番地の 1 ほか
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 代表者変更

変更前	変更後	変更年月日
株式会社春雨堂 代表取締役 今村熙穂	代表取締役 今村愼吾	平成 16 年 12 月 28 日

- (2) テナント入れ替わり

区 分	小売業者	変更年月日
退 店	熊本電気鉄道株式会社 熊本市黒髪三丁目 7 番 29 号 代表取締役 齋藤長一郎	平成 16 年 4 月 30 日

退 店	株式会社ホームインプローブメントひろせ 大分県大分市萩原一丁目 1 8 番 2 号 代表取締役 廣瀬舜一	平成 2 2 年 6 月 3 0 日
入 店	株式会社マミーズマーケット 大分県佐伯市野岡町二丁目 1 番 1 0 号 代表取締役 金田賢二	平成 2 2 年 1 2 月 9 日

- 3 届出年月日  
平成 2 2 年 1 2 月 8 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
  - (2) 縦覧期間  
平成 2 3 年 1 月 7 日から平成 2 3 年 5 月 7 日まで

**登載依頼**

**天草不知火海区漁業調整委員会指示第 1 4 2 号**

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。  
平成 2 3 年 1 月 7 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

- 1 指示の内容  
宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長 1 5 センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間  
平成 2 3 年 2 月 1 日から平成 2 5 年 1 月 3 1 日までとする。

**熊本県環境審議会自然保護部会公告第 1 号**

平成 2 2 年度熊本県環境審議会自然保護部会の会議を次のとおり開催する。  
平成 2 3 年 1 月 7 日

熊本県環境審議会自然保護部会  
部会長 高宮 正之

- 1 開催日時  
平成 2 3 年 1 月 1 3 日（木）  
午後 2 時 3 0 分から午後 4 時まで
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
生物多様性くまもと戦略（仮称）について
- 4 傍聴者の定員  
1 0 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県環境生活部自然保護課  
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 7 5 (ダイヤルイン))